

**関東信越税理士会
熊谷支部 3 月例会次第**

日時 平成25年3月29日(金)

午後4時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------|----------------------------|---|-------------|
| (1) 2月 7日(木) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 2月 7日(木) | 支部臨時総会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 2月 7日(木) | 支部理事予定者会議 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (4) 2月 7日(木) | 支部確定申告期研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (5) 2月 8日(金) | 県連役員推薦委員会 | 於 | 埼玉県税理士会館 |
| (6) 2月15・16日 | 小暮隆史会員 ご尊父様通夜・告別式 | 於 | 深谷市吉祥寺 |
| (7) 3月2・3日 | 油井豊仁会員ご母堂様通夜・告別式 | 於 | メモリアルホールみつわ |
| (8) 3月10日(日) | 富岡清後援会新春の集い | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (9) 3月13日(水) | 埼玉県立深谷商業高等学校情報会計専攻科修了証書授与式 | 於 | 深谷商業高等学校 |
| (10) 3月26日(火) | 県連支部長会・役員推薦委員会・臨時総会 | 於 | パレスホテル大宮 |
| (11) 3月26日(火) | 青色決算書・申告書作成指導反省会 | 於 | 旬菜茶房みかわ |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会
日時 3月29日(金)午後4時00分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 確申期慰労会
日時 3月29日(金)午後5時00分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 正副支部長・署との協議会
日時 4月1日(月)午後4時00分～
場所 熊谷税務署
- (4) 正副支部長・地域長会議
日時 4月1日(月)午後4時45分～
場所 支部事務局
- (5) 本会理事会・支部長会
日時 4月4日(木)午後1時30分～
場所 パレスホテル大宮
- (6) 支部例会・署との協議会
日時 4月8日(月)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (7) 県連常務理事会・理事会・税理士による上田清司後援会総会
日時 4月8日(月)午後2時00分～
場所 ラフレさいたま
- (8) 正副支部長・署との協議会
日時 4月25日(木)午後4時00分～
場所 熊谷税務署
- (9) 正副支部長・地域長会議
日時 4月25日(木)午後4時45分～
場所 支部事務局
- (10) 例会・署との協議会
日時 5月7日(火)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

(11) 支部監事会

日時 5月7日(火)午後2時00分～

場所 支部事務局

(12) 支部予算編成会議

日時 5月7日(火)午後3時30分～

場所 支部事務局

(13) 支部理事会

日時 5月9日(木)午後3時30分～5時00分

場所 日本政策金融公庫

(14) 顧問相談役会

日時 5月9日(木)午後5時10分～

場所 いづみ寿司

(15) 理事会・顧問相談役会懇親会

日時 5月9日(木)午後5時30分～

場所 いづみ寿司

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

6. 次回例会予定

日時 4月8日(月) 午前9時30分～ 署との協議会・支部例会・地域例会

場所 ホテルガーデンパレス

バス 午前9時10分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

7. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

*今後の例会日日程を掲載しました。

5月例会	5月 7日(火)午前9時30分～
6月例会	6月13日(木)午後1時20分～
6月総会	6月13日(木)午後3時30分～
8月例会	8月 7日(水)午後3時50分～
9月例会	9月 9日(月)午前9時30分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

税 務 調 査 事 前 通 知 確 認 書

通知日時・方法	平成 年 月 日 時 分 ・ 電話 文書
通知者	局 署(部) 部門(課) 受信者

通知事項 (法：74条の9、令：30条の4)			チェック欄	通 知 内 容
1	実地の調査を行う旨	法①		有 無
2	納税義務者の氏名及び住所等	令①一		氏 名
				住所等
				法人名
				所在地
3	調査担当者の所属官署：氏名	令①二		〔代表者〕
4	調査を開始する日時	法①一		年 月 日 時 分
5	調査を行う場所	法①二		
6	調査の目的	法①三		
7	調査の対象となる税目	法①四		☐ 所得税 ☐ 消費税 ☐ 相続税 ☐ ☐ 法人税 ☐ 酒 税 ☐ ☐
8	調査の対象となる期間	法①五		自 ～ 至
9	調査対象となる帳簿書類 その他の物件	法①六		☐ 法定の帳簿書類（根拠法令 ） ☐ その他（ ）
10	上記4及び5の変更に係る事項	令①三		
11	調査対象拡大に関する規定の説明	令①四		有 無

通 知 の 処 理 て ん 末	
所長への連絡(確認印)	納税義務者への連絡
(応答要旨)	
＊調査担当者（代表者以外）	

調査結果聴取書（相続税・贈与税関係）

相続税	被相続人		相続開始年月日	平成 年 月 日
	相続人			
			申告年月日	平成 年 月 日

贈与税	受贈者 (納税義務者)		贈与者	
-----	----------------	--	-----	--

I 調査結果の説明等に関する事項（相続税・贈与税共通）

日時	平成 年 月 日 時 分～	場所	局 署 相続人宅等 ()
説明者	局 署 部門	説明を受けた者	相続人
	局 署 部門		
説明を受けた者	相続人		受贈者
	相続人		税理士

II 更正決定等をすべきと認められない旨の通知の有無等

税 目	更正決定等をすべきと認められない旨の書面	税 目	更正決定等をすべきと認められない旨の書面
相続税	有 ・ 無	贈与税	有 (年分) ・ 無 (年分)

III 相続税関係

1 更正又は決定すべきと認めた理由

--

2 課税価格の計算に関する事項（単位：円）・・【詳細は別紙参照】

区 分	申告額	調査額	増減差額	課税漏れ財産の内容
取得財産の価額		内	内	
債務・葬式費用の金額				
純資産価額 (課税価格)		内	内	

(注) 「内」は、隠ぺい・仮装に係る金額を内数で記載する。以下、各表において同じ。

3 税額の計算に関する事項 (単位: 円)

申告等税額	調査後税額	増差税額	摘 要
	内	内	

4 加算税の計算に関する事項

(1) 無申告加算税・過少申告加算税 (単位: 円)

加算税の種類	加算税の基礎となる税額	加算税の額	摘 要
無 ・ 過少		(%)	

(2) 重加算税 (単位: 円)

加算税の基礎となる税額	加算税の額
	(%)

○ 延滞税について

延滞税に関する説明
有 ・ 無

【隠ぺい・仮装の内容】

--

IV 贈与税関係

1 更正決定等をすべきと認めた理由

--

2 課税価格の計算に関する事項 (単位: 円)

項 目	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分
申 告 額						
申 告 漏 れ 額	内	内	内	内	内	内
	内	内	内	内	内	内
計	内	内	内	内	内	内
合 計	内	内	内	内	内	内

3 税額の計算に関する事項 (単位: 円)

項 目	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分
申告納税額						
調査後税額	内	内	内	内	内	内
増加又は減少する本税額	内	内	内	内	内	内

4 加算税の計算に関する事項

(1) 無申告加算税・過少申告加算税 (単位: 円)

項 目	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分
加算税の種類	無・過少	無・過少	無・過少	無・過少	無・過少	無・過少
加算税の基礎となる税額						
加算税の額	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)

(2) 重加算税 (単位: 円)

加算税の基礎となる税額						
加算税の額	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)

【隠ぺい・仮装の内容】

--

○ 延滞税について

延滞税に関する説明	有 ・ 無
-----------	-------

V 修正申告等の勧奨等に係る事項 (法第 74 条の 11 第 3 項関係)

修正申告又は期限後申告の勧奨	相続税	有・無	修正申告等の法的効果の教示	有・無
	贈与税	有・無	教示文の受理と署名・押印	有・無

VII 納税義務者への通知・説明

(納税義務者の同意を受けて、税務代理人が調査内容の説明を受けた場合の、同人への通知・説明)

納税義務者一人の志を受けて、税務代理人が調査内容の説明を受けた場合の、同人への通知・説明)			
通知等年月日	平成 年 月 日	納税義務者	
通知等を行った者			

増減財産の明細

[illegible]

調査結果聴取書 (法人課税関係)

法人名		納税地	
-----	--	-----	--

I 調査結果の説明等に関する事項 (法第74条の11第1項・2項関係、以下VIまで同じ。)

日時	平成 年 月 日 時 分～	場所	局 署 会社 ()
説明者	局 署 部門	説明を受けた者	会社側
	局 署 部門		税理士

II 更正決定等をすべきと認められない税目・課税期間等

税 目	調査対象課税期間	年 月 期 (自 ～至)	年 月 期 (自 ～至)	年 月 期 (自 ～至)	年 月 期 (自 ～至)	年 月 期 (自 ～至)
法人税	事業年度 ～					
消費税	事業年度 ～					
源泉所得税	期 間 ～					
印紙税	暦 年 等 ～					
所得税	暦 年 ～					

III 法人税関係

1 更正又は決定すべきと認めた理由

2 各事業年度の所得の金額の計算等に関する事項 (単位:円)

No	勘定科目等	事業年度 (至: 年 月期)					合 計	連 動	更正又は決定 の理由
	損 益 科 目	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期			
	貸 借 科 目								
		内	内	内	内	内	内		
		内	内	内	内	内	内		
		内	内	内	内	内	内		
		内	内	内	内	内	内		
合 計		内	内	内	内	内	内		

(注) 「内」は、隠ぺい・仮装に係る金額を内数で記載する。以下、各表において同じ。

3 税額の計算に関する事項 (単位:円)

No	項 目	事業年度 (至: 年 月期)					合 計	更正又は決定 の理由
		年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期		
		内	内	内	内	内	内	
		内	内	内	内	内	内	
		内	内	内	内	内	内	
	増加又は減少 する本税の額	内	内	内	内	内	内	

4 加算税の計算に関する事項

(1) 無申告加算税・過少申告加算税 (単位:円)

区 分 項 目	事業年度 (至: 年 月期)					合 計	賦課決定の理由
	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期		
加算税の種類	無・過少	無・過少	無・過少	無・過少	無・過少	無・過少	
加算税の基礎 となる税額							
加算税の額	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	

(2) 重加算税 (単位:円)

加算税の基礎 となる税額							
加算税の額	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	

【隠ぺい・仮装の内容】

--

メ モ 等

--

IV 消費税等関係

1 更正又は決定すべきと認めた理由等

--

2 消費税に関する事項

(1) 課税標準額の計算に関する事項 (単位: 円)

No	更正・決定等の 対象となる事項	課税期間・課税区分					合 計	連 動	更正又は決定 の理由
		至: 年 月	至: 年 月	至: 年 月	至: 年 月	至: 年 月			
		免税・課税	免税・課税	免税・課税	免税・課税	免税・課税			
		簡易・原則	簡易・原則	簡易・原則	簡易・原則	簡易・原則			
		内	内	内	内	内	内		
		内	内	内	内	内	内		
		内	内	内	内	内	内		
		内	内	内	内	内	内		
		内	内	内	内	内	内		
	合 計	内	内	内	内	内	内		—

(2) 控除対象仕入税額の計算に関する事項 (単位: 円)

No	更正・決定等の 対象となる事項	課 税 期 間					合 計	増加又は減少する 理由
		至: 年 月	至: 年 月	至: 年 月	至: 年 月	至: 年 月		
		内	内	内	内	内	内	
		内	内	内	内	内	内	
		内	内	内	内	内	内	
		内	内	内	内	内	内	
	合 計	内	内	内	内	内	内	

(3) 税額の計算に関する事項 (単位: 円)

No	更正・決定等の 対象となる事項	課税期間					合計	更正又は決定 の理由
		至: 年月	至: 年月	至: 年月	至: 年月	至: 年月		
		内	内	内	内	内	内	
		内	内	内	内	内	内	
		内	内	内	内	内	内	
	増加又は減少 する消費税額	内	内	内	内	内	内	—

3 地方消費税に関する事項 (単位: 円)

項目	区分	課税期間					合計	更正又は決定 の理由
		至: 年月	至: 年月	至: 年月	至: 年月	至: 年月		
地方消費税の課税標準 となる消費税額		内	内	内	内	内	内	
増加又は減少 する消費税額		内	内	内	内	内	内	—

4 消費税及び地方消費税の合計額に関する事項 (単位: 円)

項目	区分	課税期間					合計	更正又は決定 の理由
		至: 年月	至: 年月	至: 年月	至: 年月	至: 年月		
消費税及び地方 消費税の合計額		内	内	内	内	内	内	—

5 加算税に関する事項

(1) 無申告加算税・過少申告加算税 (単位: 円)

項目	区分	課税期間					合計	賦課決定の理由
		至: 年月	至: 年月	至: 年月	至: 年月	至: 年月		
加算税の種類		無・過少	無・過少	無・過少	無・過少	無・過少	無・過少	
加算税の基礎 となる税額								
加算税の額		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	

(2) 重加算税 (単位: 円)

加算税の基礎 となる税額							
加算税の額	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	

【隠ぺい・仮装の内容】

--

V 源泉所得稅關係

1 納税の告知をすべきと認めた理由等

--

2 納付すべき (又は減少する) 税額の内訳 (単位: 人、円)

[illegible]

(注) 上段は、隠ぺい・仮装に係るものを記載する。

納付すべき又は減少 する税額の合計額	本 税 の 額	円	不 納 付 加 算 税 の 額	円	重加算税の額	円
-----------------------	---------	---	--------------------	---	--------	---

【隠ぺい・仮装の内容】

--

メ 七 等

メ	モ	等

VI 印紙税関係

1 過怠税（3倍を含む。）を賦課すべきと認めた理由等

--

2 不納付文書等の内訳

適用区分	具体的な文書名	課税文書名	号	通数	不納付税額	過怠税額
合 計						

VII 修正申告等の勧奨等に係る事項（法第74条の11第3項関係）等

税 目	修正申告又は 期限後申告の勧奨	修正申告等の 法的効果の教示	教示文の受理 と署名・押印	延滞税に関する説明
法人税	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
消費税	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
源泉所得税	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
印紙税	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

VIII 納税義務者（法人の代表者）への通知・説明

（法人の代表者の同意を受けて、税務代理人が調査内容の説明を受けた場合の、同人への通知・説明）

通知等年月日	平成 年 月 日	通知等を行った者	
--------	----------	----------	--

調査結果聴取書 (個人課税関係)

納税義務者氏名		納 税 地	
---------	--	-------	--

I 調査結果の説明等に関する事項 (法第74条の11第1項・2項関係、以下VIまで同じ。)

日 時	平成 年 月 日 時 分～	場 所	局 署 事務所 ()
説明者	局 署 部門	説明を受 けた者	納税者側
	局 署 部門		税理士

II 更正決定等をすべきと認められない税目・課税期間等

税 目	調査対象課税期間	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分
所 得 税	暦 年 ～					
消 費 税	暦 年 ～					
源泉所得税	期 間 ～					
印 紙 税	暦 年 等 ～					

III 所得税関係

1 更正又は決定すべきと認めた理由

--

2 各年分の課税標準等に関する事項 (単位:円)

No	区 分	各 年 分					合 計	連 動	更正又は決定 の理由
	所得の種類等	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分			
	科目・項目等								
		内	内	内	内	内			
		内	内	内	内	内			
		内	内	内	内	内			
		内	内	内	内	内			
合 計		内	内	内	内	内			

(注)「内」は、隠ぺい・仮装に係る金額を内数で記載する。以下、各表において同じ。

3 税額の計算に関する事項 (単位:円)

No	項 目	各 年 分					合 計	更正又は決定 の理由
		平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分		
		内	内	内	内	内	内	
		内	内	内	内	内	内	
		内	内	内	内	内	内	
	増加又は減少 する本税の額	内	内	内	内	内	内	

4 加算税の計算に関する事項

(1) 無申告加算税・過少申告加算税 (単位:円)

区 分 項 目	各 年 分					合 計	賦課決定の理由
	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分		
加算税の種類	無・過少	無・過少	無・過少	無・過少	無・過少	無・過少	
加算税の基礎 となる税額							
加算税の額	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	

(2) 重加算税 (単位:円)

加算税の基礎 となる税額							
加算税の額	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	

【隠ぺい・仮装の内容】

--

メ モ 等

--

IV 消費税等関係

1 更正又は決定すべきと認めた理由等

--

2 消費税に関する事項

(1) 課税標準額の計算に関する事項 (単位:円)

No	更正・決定等の 対象となる事項	課税期間・課税区分					合 計	連 動	更正又は決定 の理由
		平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分			
		免税・課税	免税・課税	免税・課税	免税・課税	免税・課税			
		簡易・原則	簡易・原則	簡易・原則	簡易・原則	簡易・原則			
		内	内	内	内	内	内		
		内	内	内	内	内	内		
		内	内	内	内	内	内		
		内	内	内	内	内	内		
合 計		内	内	内	内	内	内		—

(2) 控除対象仕入税額の計算に関する事項 (単位:円)

No	更正・決定等の 対象となる事項	課 税 期 間					合 計	増加又は減少する 理由
		平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分		
		内	内	内	内	内	内	
		内	内	内	内	内	内	
		内	内	内	内	内	内	
		内	内	内	内	内	内	
合 計		内	内	内	内	内	内	

(3) 税額の計算に関する事項 (単位: 円)

No	更正・決定等の 対象となる事項	課税期間					合計	更正又は決定 の理由
		平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分		
		内	内	内	内	内	内	
		内	内	内	内	内	内	
		内	内	内	内	内	内	
	増加又は減少 する消費税額	内	内	内	内	内	内	—

3 地方消費税に関する事項 (単位: 円)

区 分 項 目	課税期間					合計	更正又は決定 の理由
	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分		
地方消費税の課税標準 となる消費税額	内	内	内	内	内	内	
増加又は減少 する消費税額	内	内	内	内	内	内	—

4 消費税及び地方消費税の合計額に関する事項 (単位: 円)

区 分 項 目	課税期間					合計	更正又は決定 の理由
	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分		
消費税及び地方 消費税の合計額	内	内	内	内	内	内	—

5 加算税に関する事項

(1) 無申告加算税・過少申告加算税 (単位: 円)

区 分 項 目	課税期間					合計	賦課決定の理由
	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分		
加算税の種類	無・過少	無・過少	無・過少	無・過少	無・過少	無・過少	
加算税の基礎 となる税額							
加算税の額	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	

(2) 重加算税 (単位: 円)

加算税の基礎 となる税額							
加算税の額	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	

【隠ぺい・仮装の内容】

--

V 源泉所得税関係

1 納税の告知をすべきと認めた理由等

--

2 納付すべき（又は減少する）税額の内訳（単位：人、円）

所得の 種 類	支払年月日	法定納期限	支給 人員	課税漏れ金額	納付すべき又は 減少する税額	加算税の基礎 となる税額	加算税の額	納税の告知をすべき理由
							㊟	
							㊦	
							㊟	
							㊦	
							㊟	
							㊦	
							㊟	
							㊦	
							㊟	
							㊦	
							㊟	
							㊦	
合 計							㊟	
							㊦	

（注） 上段は、隠ぺい・仮装に係るものを記載する。

納付すべき又は減少 する税額の合計額	本 税 の 額	円	不 納 付 加 算 税 の 額	円	重加算税の額	円
-----------------------	---------	---	--------------------	---	--------	---

【隠ぺい・仮装の内容】

--

メ モ 等

--

VI 印紙税関係

1 過怠税（3倍を含む。）を賦課すべきと認めた理由等

--

2 不納付文書等の内訳

適用区分	具体的な文書名	課税文書名	号	通数	不納付税額	過怠税額
合 計						

V 修正申告等の勧奨等に係る事項（法第74条の11第3項関係）等

税 目	修正申告又は 期限後申告の勧奨	修正申告等の 法的効果の教示	教示文の受理 と署名・押印	延滞税に関する説明
所得税	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
消費税	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
源泉所得税	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
印紙税	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

VI 納税義務者への通知・説明

（納税義務者の同意を受けて、税務代理人が調査内容の説明を受けた場合の、同人への通知・説明）

通知等年月日	平成 年 月 日	通知等を行った者	
--------	----------	----------	--

金 監 第 123 号

平成 25 年 1 月 24 日

日本税理士会連合会会長 殿

金融庁監督局長 細溝 清史



中小企業金融円滑化法の期限到来に向けた対応等について

日頃より、金融行政に対し、多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中小企業金融円滑化法（以下「円滑化法」という。）は、本年 3 月末に期限を迎えますが、円滑化法の期限到来後の金融検査・監督の方針や中小企業の経営改善支援策等に関し、別添資料のように考えております。

つきましては、貴連合会傘下の税理士会に対して、別添資料を送付のうえ周知されるとともに、税理士会より傘下の税理士・税理士法人等に対して周知されるようお取り計らい下さいますよう、宜しく願いいたします。

あわせて、税理士・税理士法人等の方々に対しましては、これらの方針等について、その顧客である事業者等にご説明されるようお願い頂けますよう、宜しく願いいたします。

中小企業金融円滑化法について

＜平成21年12月3日公布・4日施行、平成23年3月31日までの時限法＞

金融機関の努力義務

金融機関(注)は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、貸付条件の変更等を行うよう努める。

(注) 銀行、信金、信組、労金、農協、漁協及びその連合会、農林中金

金融機関自らの取組み

金融機関の責務を遂行するための体制整備。
実施状況と体制整備状況等の開示。

行政上の対応

実施状況の当局への報告。
当局は、報告をとりまとめて公表。

中小企業金融円滑化法の一部改正法 ＜平成23年3月31日公布・施行＞

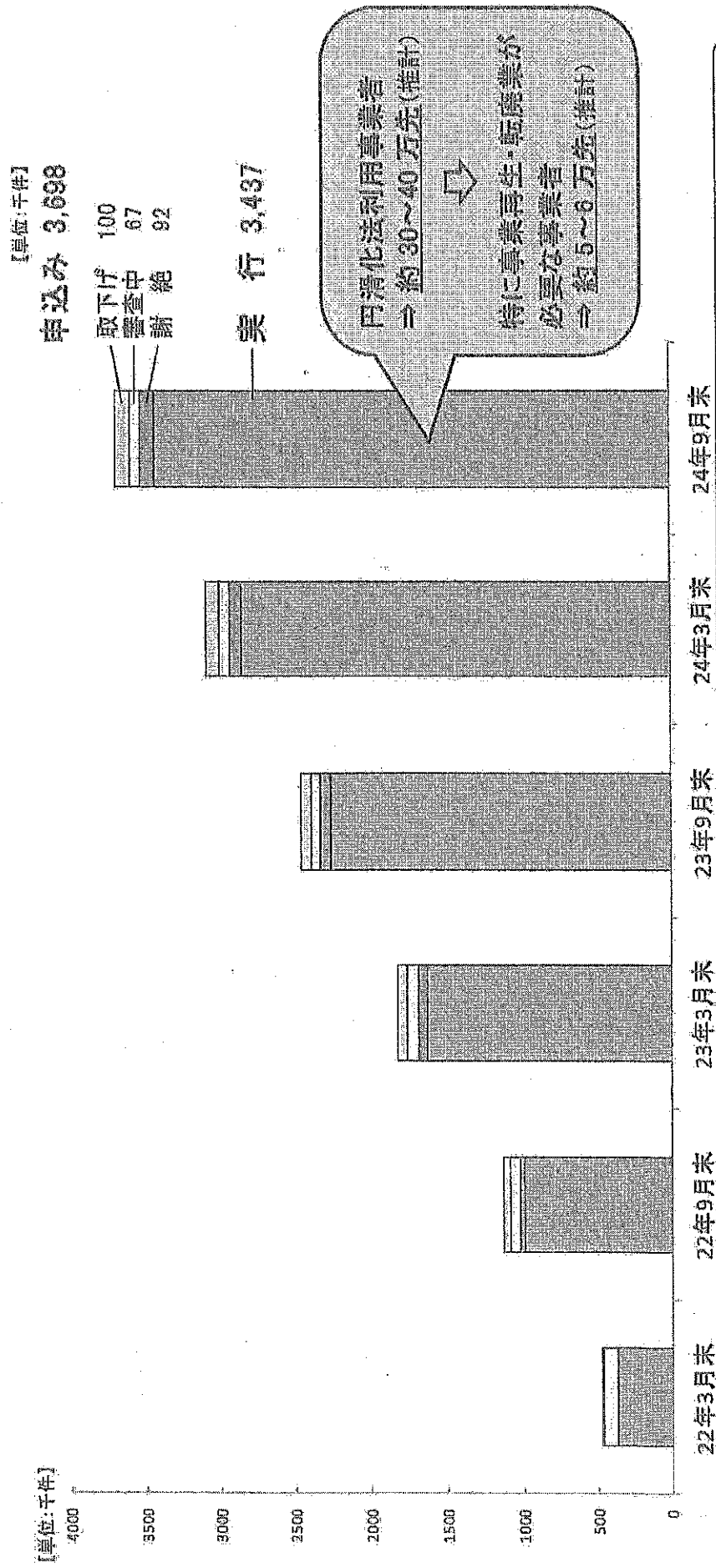
中小企業金融円滑化法の期限を、平成24年3月31日まで1年延長

中小企業金融円滑化法の一部改正法 ＜平成24年3月31日公布・施行＞

中小企業金融円滑化法の期限を、平成25年3月31日まで1年延長【最終延長】

金融機関による貸付条件の変更等の対応状況

- ・貸付条件の変更等の申込みに対する実行の割合は、9割を超える水準で推移
⇒ 貸付条件の変更等の取組みは定着



一方で、貸付条件の再変更等が増加(実行の約8割)

また、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定できていない中小企業も増加

中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針

中小企業主の疑問

- ・ 金融機関が貸付条件の変更等に
応じなくなるのではないか
- ・ 金融機関による貸し渋りや貸し剥がし
によって、倒産が増加するのではない

- ・ 貸付条件の変更等を行った借り手は、
25年3月までに経営課題を解決しなけれ
ばならないのか

- ・ 貸付条件の変更等を行った借り手に
対する金融検査が厳しくなるのではない
か

- ・ メガバンクが回収に走るなど対応が
厳しくなるのではないか

- ・ 金融機関が、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に
努めるべきということは、円滑化法の期限到来後も変わらない
貸し渋り・貸し剥がしの発生や倒産の増加といった事態が生
じないよう、引き続き、日常の検査・監督を通じて金融機関に
対し、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促す
- ・ 金融機関の顧客への対応方針が変わらないことを、
各金融機関から個々の借り手に説明するよう促す

- ・ 全ての借り手に25年3月までに何らかの最終的な解決を
求めるものではない
- ・ それぞれの借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、
借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援
するよう、金融機関を促す

- ・ 検査・監督の目線やスタンスは、これまでと何ら変わらない
他方、個々の借り手の経営改善に具体的にどのような
取り組みをしているか、検査・監督で従来以上に光を当てていく
- ・ 金融検査マニュアル等の不良債権の定義は不変
(円滑化法の廃止が不良債権の増加には直結しない)

- ・ メガバンクに対しても、他の金融機関と十分連携を図りながら、
貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促す

金融機関の疑問

円滑化法期限到来後の方策

I. 金融機関による中小企業に対する円滑な資金供給の確保

<貸付条件の変更等、他の金融機関との連携>

- 「検査マニュアル」及び「監督指針」に、以下の事項を明記し、検査・監督で徹底
 - 貸付条件の変更等、円滑な資金供給に努めること
 - 他の金融機関等と連携し、貸付条件の変更等に努めること

<実施状況の開示・当局による公表>

- 金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況の自主的な開示を要請
- 当局による実施状況の取りまとめ・公表

<検査・監督による対応>

- 円滑化遂行の態勢の状況を検査で検証
- 金融機関による積極的な取組みを恣憑(定期的なヒアリング等によりチェック)

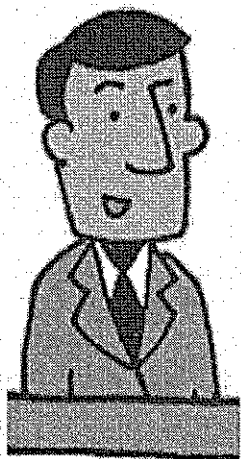
II. 中小企業に対する一層の経営支援に向けた取組み

- 事業再生支援や新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を図るため、地域経済活性化支援機構(仮称)を設立〔法律改正〕
- 金融機関、信用保証協会、商工会・商工会議所、税理士等の専門家、地方公共団体等が全国各地でネットワークを構築し、個々の中小企業を支援
- 金融機関の支援の手が及びにくい小規模事業者を中心に多数の中小企業に対して、認定支援機関(税理士、中小企業診断士等)等による計画策定支援等の経営支援を実施するとともに、経営支援とあわせた公的金融・信用保証による資金繰り支援を実施
- 金融機関が中小企業の経営支援に関する取組み状況等を定期的に公表

III. 相談窓口の設置

- 財務局に「中小企業等金融円滑化相談窓口」(仮称)を設置し、当局や金融機関の対応を周知、個々の中小企業の個別の苦情相談にも対応
(⇒寄せられた苦情相談は金融検査・監督に活用)

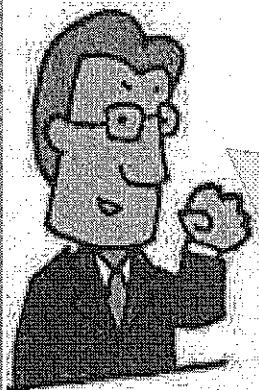
ご相談は財務局・財務事務所の 金融円滑化窓口へ!



① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における
金融機関や金融庁・財務局の対応について、
ご質問・ご相談はございませんか。

② 借入れや返済について、取引金融機関との間で
お困りのことはございませんか。

③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の
活用について、ご相談はございませんか。



☆さまざまなご質問やご相談にお答えいたします。
助言等も積極的に行います(*)。

☆ご相談内容に応じて専門の機関(**)をご紹介します。
どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

(*) ご同意いただければ、金融機関への事実確認等を行います。

(**) 地方公共団体、経済産業局、信用保証協会、政府系金融機関、商工会、
商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業再生支援協議会、
企業再生支援機構 等

⇒ 具体的なお問い合わせ先については、裏面をご覧ください。

中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針

○ 金融機関が、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきということは、
円滑化法の期限到来後においても何ら変わりません。

⇒ 検査・監督を通じて金融機関に対し、関係金融機関と十分連携を図りながら、
貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します。

○ 金融機関に対して、借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に
立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう促します。

※ 詳しくは、下記ウェブサイトもご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/enkatu/danwa121101.pdf>

主な中小企業支援策

- 独力では経営改善計画の策定が困難な**小さな中小企業・小規模事業者に対して、全国の認定支援機関**（税理士、中小企業診断士、商工会、地銀・信金・信組等）が**計画策定を支援します**
 - ⇒ 中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定に関し、認定支援機関が行う計画策定支援やフォローアップに係る費用を補助【補正予算：405億円】
- 経営改善・事業再生等の取組みを推進しながら、**中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期します**
 - ⇒ **経営支援型セーフティネット貸付【事業規模5兆円】**による資金繰りの支援
 - ⇒ 複数の借入債務を一本化し返済負担軽減を図る**借換保証【事業規模5兆円】**による資金繰りの支援
- **全都道府県に中小企業支援ネットワークを構築し、参加機関が連携して中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を支援します**

お問い合わせ先

■ 各財務局・財務事務所の相談窓口

（受付時間；平日 午前9時～午後4時）

◎北海道財務局	011-729-0177	◎東海財務局	052-687-1887
函館財務事務所	0138-23-8445	岐阜財務事務所	058-247-4113
旭川財務事務所	0166-31-4151	静岡財務事務所	054-251-4321
釧路財務事務所	0154-32-0701	津財務事務所	059-225-7223
帯広財務事務所	0155-25-6381	◎近畿財務局	06-6949-6530
小樽出張所	0134-23-4103	大津財務事務所	077-522-4362
北見出張所	0157-24-4167	京都財務事務所	075-752-1419
◎東北財務局	022-263-9622	神戸財務事務所	078-391-6943
青森財務事務所	017-722-1463	奈良財務事務所	0742-27-3163
盛岡財務事務所	019-625-3353	和歌山財務事務所	073-422-6143
秋田財務事務所	018-866-7117	◎中国財務局	082-221-9331
山形財務事務所	023-625-6295	鳥取財務事務所	0857-28-2338
福島財務事務所	024-535-0320	松江財務事務所	0852-21-5233
◎関東財務局	048-615-1779	岡山財務事務所	086-223-1133
水戸財務事務所	029-221-3195	山口財務事務所	083-923-5085
宇都宮財務事務所	028-346-6302	◎四国財務局	087-812-7803
前橋財務事務所	027-896-2001	徳島財務事務所	088-654-6202
千葉財務事務所	043-251-7214	松山財務事務所	089-941-7185
東京財務事務所	03-5842-7014	高知財務事務所	088-822-4323
横浜財務事務所	045-681-0933	◎九州財務局	096-353-6352
新潟財務事務所	025-281-7504	大分財務事務所	097-532-7107
甲府財務事務所	055-253-2263	宮崎財務事務所	0985-44-2735
長野財務事務所	026-234-5125	鹿児島財務事務所	099-226-6155
◎北陸財務局	076-208-6711	◎福岡財務支局	092-433-8066
富山財務事務所	076-405-6711	佐賀財務事務所	0952-32-7177
福井財務事務所	0776-25-8236	長崎財務事務所	095-825-3177
		◎沖縄総合事務局	098-866-0095

注）財務事務所においては、理財課等の外線番号を使用している場合がございます。

■ 中小企業再生支援協議会の連絡先

北海道	011-222-2829	滋賀県	077-511-1529
青森県	017-723-1021	京都府	075-212-7937
岩手県	019-604-8750	奈良県	0742-26-6251
宮城県	022-722-3872	大阪府	06-6944-5343
秋田県	018-896-6150	兵庫県	078-303-5852
山形県	023-646-7273	和歌山県	073-402-7788
福島県	024-573-2562	鳥取県	0857-52-6701
新潟県	025-246-0096	島根県	0852-23-0701
茨城県	029-300-2288	岡山県	086-286-9682
栃木県	028-610-4110	広島県	082-511-5780
群馬県	027-255-6505	山口県	083-922-9931
埼玉県	048-836-1330	徳島県	088-626-7121
千葉県	043-201-3331	香川県	087-811-5885
東京都	03-3283-7425	愛媛県	089-915-1102
神奈川県	045-633-5143	高知県	088-802-1520
長野県	026-227-6235	福岡県	092-441-1221
山梨県	055-220-2977	佐賀県	0952-27-1035
静岡県	054-253-5118	長崎県	095-811-5129
愛知県	052-223-6953	熊本県	096-311-1288
岐阜県	058-212-2685	大分県	097-540-6415
三重県	059-228-3370	宮崎県	0985-22-4708
富山県	076-444-5663	鹿児島県	099-805-0268
石川県	076-267-1189	沖縄県	098-868-3760
福井県	0776-33-8293		

■ 企業再生支援機構の連絡先

中小企業経営支援政策推進室：03-6266-0380

■ 金融庁の相談窓口（受付時間；平日 午前10時～午後5時）

・金融庁においても、従来より、以下の相談窓口を設置しております。

- ◎ 金融円滑化ホットライン 0570-067755 / 03-5251-7755
- ◎ 金融サービス利用者相談室 0570-016811 / 03-5251-6811

※ ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

中小企業等金融円滑化相談窓口について

～中小企業・住宅ローンなどの借り手の方々へ～金融の円滑化に関する相談窓口を設置しました！

平成 25 年 2 月 22 日

金融庁及び財務局では、平成 25 年 1 月 11 日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を踏まえ、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声をお聞きする中小企業等金融円滑化相談窓口を設けました(業務開始日は 25 年 2 月 25 日)。どうぞ遠慮なく、ご相談ください。

以下のような点について、中小企業・住宅ローンなどの借り手の皆様からのご質問・ご相談等に対応いたします。ご相談内容に応じ、論点の整理などの助言等(注 1)や専門の機関(注 2)の紹介を行います。

- ・中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
- ・借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
- ・経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

(注 1) ご同意いただければ、金融機関への事実確認等を行います。

(注 2) 地方公共団体、経済産業局、信用保証協会、政府系金融機関、商工会・商工会議所、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構等。

※パンフレットもご参照ください。

関東財務局では、以下の窓口で電話による相談を受け付けております。本窓口にお寄せいただいた情報は、必要に応じ、金融機関にフィードバックするなど、検査・監督に活用させていただきます。

なお、総合相談窓口(本局)のほか、金融円滑化に関するご相談で、個別の地域金融機関に関するものについては、本店所在地毎に、以下の各財務事務所の窓口(理財(第 1)課)もご利用ください。

金融機関の 本店所在地等	関東財務局の相談窓口 (受付時間:平日 9 時から 16 時まで)	連絡先 (直通電話番号)
総合相談窓口 埼玉県	関東財務局(本局) 中小企業等金融円滑化相談窓口	048-615-1779
茨城県	水戸財務事務所理財課	029-221-3195
栃木県	宇都宮財務事務所理財課	028-346-6302
群馬県	前橋財務事務所理財課	027-896-2001
千葉県	千葉財務事務所理財課	043-251-7214
東京都	東京財務事務所理財第 1 課	03-5842-7014
神奈川県	横浜財務事務所理財課	045-681-0933
新潟県	新潟財務事務所理財第 1 課	025-281-7504

山梨県	甲府財務事務所理財課	055-253-2263
長野県	長野財務事務所理財課	026-234-5125

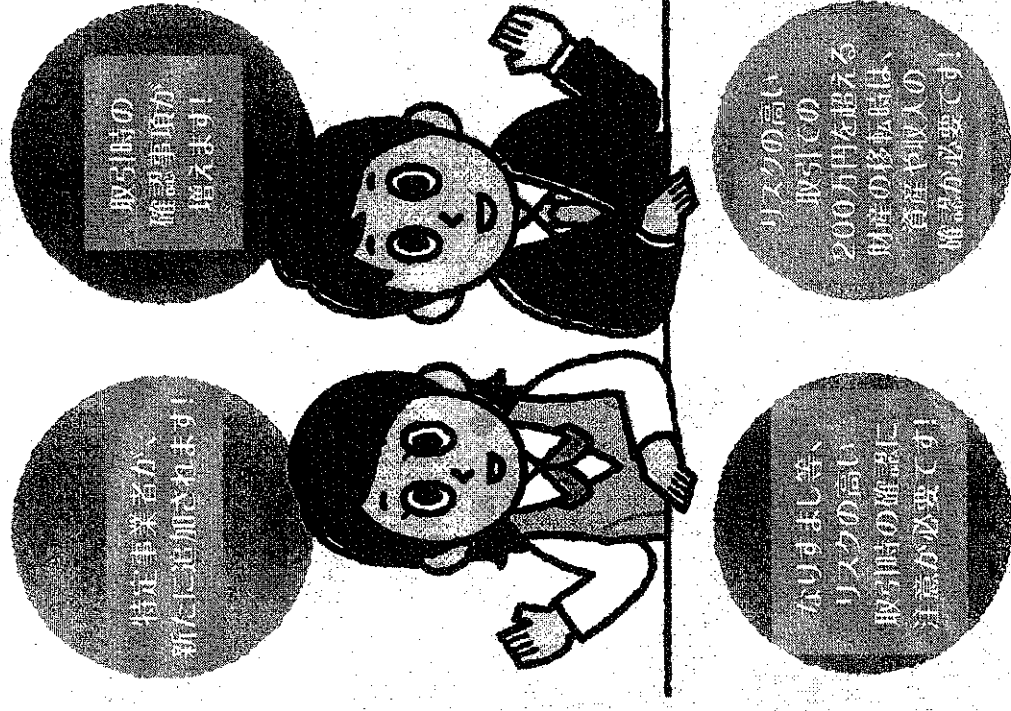
金融庁の相談窓口 (受付時間: 平日 10 時から 17 時まで)	連絡先 (直通電話番号)
金融円滑化ホットライン	0570-067755(ナビダイヤル) 03-5251-7755(IP 電話・PHS 用)

ご留意事項

- 本窓口利用者の皆様と金融機関等との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺ったうえで、他機関の紹介や助言は可能な限りさせていただきますが、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、予めご了承ください。
- 文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。
- 各財務事務所理財(第 1)課にお電話いただく場合は、円滑化相談窓口にご電話した旨をお伝えください。
- 金融機関に関する苦情・相談については、金融庁金融サービス利用者相談室でも受け付けています。なお、各金融関係団体には苦情相談窓口が設置されています。

犯罪収益移転防止法

新たに、確認が必要となる取引や
確認事項が追加されます。



特定事業者が、
新たに追加されます！

取引時の
確認事項が
増えます！

リスクの高い
取引での
200万円を超える
財産の移転時は、
資金や収入の
確認が必要です！

かりまし等、
リスクの高い
取引時の確認に
注意が必要です！

警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省
農林水産省 経済産業省 国土交通省

虚偽申告の禁止について

顧客および法人取引、代理人取引などで実際に取引の任に当たっている担当者は、事業者が取引にあたり確認を行う際に、本人特定事項を偽ってはなりません。
本人特定事項を隠ぺいする目的で本人特定事項を偽った場合には、罰則が適用されます。

事業者の免責について

事業者は、顧客および法人取引、代理人取引などで実際に取引の任に当たっている担当者が確認に当たらないときは、確認に当たるまでの間、取引に係る義務の履行を拒むことができます。

記録の作成・保存について

事業者が取引にあたり確認を行った場合には、確認記録を作成し、7年間保存する必要があります。また、取引に関する記録についても作成し、7年間保存する必要があります。

●各事業者の方のお問い合わせ先●

金融機関等	金融庁 総務省 企画課 調査室 TEL. 03-3506-6000 (代表)
ファイナンスリース事業者	経済産業省 商務情報政策局 商取引・消費経済政策課 消費経済企画室 TEL. 03-3501-1511 (代表) (内線: 4281)
クレジットカード事業者	経済産業省 商務情報政策局 商取引監督課 TEL. 03-3501-1511 (代表) (内線: 4191)
不動産取引業者	宅地建物取引業の免許を受けている 国土交通省の各地方整備局もしくは 北海道開発局、または都道府県の担当部局
宝飾・ 貴金属等 取扱事業者	経済産業省 商務情報政策局 生活文化創造産業課 日用品室 TEL. 03-3501-1511 (代表) (内線: 3891)
宝飾・ 貴金属等 買取事業者	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課 TEL. 03-3501-1511 (代表) (内線: 4701)
郵便物受取サービス業者	古物商・質屋 郵便物受取本部の古物営業・質屋営業担当課 経済産業省 商務情報政策局 商取引監督課 TEL. 03-3501-1511 (代表) (内線: 4191)
電話受付代行業者	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課
電話転送サービス事業者	TEL. 03-5253-5111 (代表) (内線: 5487)

犯罪による収益の移転防止に関する法律の詳細については、警察庁
犯罪収益移転防止管理官 (JAFC) のホームページをご覧ください。
<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

このパンフレットに関するお問い合わせは

TEL. 03-3581-0141

警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 犯罪収益移転防止管理官
〒100-8974 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

確認が必要な事業者と確認が必要な取引

確認が必要な事業者

- ・ 預貯金口座等の開設
- ・ 200万円を超える大口現金取引
- ・ 10万円を超える現金送金 など

ファイナンスリース事業者
1回に支払うリース料が
10万円を超える
ファイナンスリース契約の締結

クレジットカード事業者
クレジットカード契約の締結

宅地建物取引業者
宅地建物の売買契約の締結
またはその代理もしくは保介

宝飾・貴金属等
取扱事業者
代金の支払いが現金で
200万円を超える宝飾・貴金属等の
売買契約の締結

郵便物受取サービス業者
(私設私書箱)
役務提供契約の締結

電話受付代行業者
(電話秘書)
役務提供契約の締結
※ 電話による連絡を受ける際に代行業者の面号
等を明示する条項を含む契約の締結は除く。
※ コールセンター業務等の契約の締結は除く。

電話転送サービス事業者
役務提供契約の締結

以下の行為の代理または代行を
行うことを内容とする契約の締結

- ・ 宅地または建物の売買に関する
行為または手続
- ・ 会社等の設立または合併等に
関する行為または手続
- ・ 200万円を超える現金、預金、有
価証券その他の財産の管理・処分

※ 租税、罰金、過料等の納付は除く。
※ 成年後見人等裁判所または主務官庁により選
任される者が職務として行う他人の財産の管
理・処分は除く。
※ 任意後見契約の締結は除く。

※ 司法書士等の他の士業者の別に準じて、日本弁
護士連合会の会則に定めるところにより、日本

弁護士

司法書士
行政書士
公認会計士
税理士



マネー・ローンダリング、テロ資金供与防止のため、取引時の確認事項等が追加されます。



取引時の確認事項とその書類

取引時には、運転免許証などの公的証明書の確認等が必要となります。
確認に利用できる書類の主な例は以下のとおりです。
なお、通常の取引とハイリスク取引とで確認方法が異なる事項がありますので、ご注意ください。

確認事項	通常の取引	ハイリスク取引
① 本人特定事項 (氏名・住所・生年月日・個人番号、住所・生年月日・個人番号を有するもの)	以下の本人確認書類 ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・住民基本台帳カード (氏名・住所・生年月日・個人番号を有するもの) ・旅券(パスポート) ・在留カード ・特別永住者証明書など ・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 (名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの) など	通常の取引に際して確認した書類 + 上記以外の 本人確認書類
② 取引を行う目的	申告	通常の取引と同じ
③ 事業(個人の場合) 事業(法人の場合)	申告 定款、登記事項証明書 など	通常の取引と同じ 通常の取引と同じ
④ 実質的支配者 (法人の場合)	申告 株主名簿、 有価証券報告書 など	本人特定事項 本人確認書類
⑤ 取引を行う相手 (個人の場合)	申告 【個人の場合】 源泉徴収票、確定申告書、預貯金通帳など 【法人の場合】 貸借対照表、損益計算書など	本人確認書類

○有効期限のある書類の場合は、事業者が提示または送付を受ける日において有効である必要があります。また、有効期限のない書類の場合は、事業者が提示または送付を受ける日の前6ヶ月以内に作成されたものに限り、提示または送付を受けることができます。

留意事項 確認を行うにあたり、顧客または取引担当者の住所が本人確認書類と異なる場合には、他の本人確認書類、納税証明書、社会保険料納収票、公共料金領収書等(領収日付の押収または発行年月日の記載のあるもの)で、提示または送付を受ける日の前6ヶ月以内のものに限り、提示または送付を受けることは、現在の住所を確認する必要があります。

確認方法

個人の場合

●対面取引では…

- 運転免許証、健康保険証等の提示、取引の目的及び職業の申告
- 住民票の写し、顔写真のない官公庁発行書類等の提示、取引の目的及び職業の申告 + 本人確認書類に記載の住所に取引関係文書を留置郵便等により転送不要郵便等として送付
- 非対面取引(インターネット、郵送等)では…
- 本人確認書類またはその写しの送付、取引の目的及び職業の申告 + 本人確認書類に記載の住所に取引関係文書を留置郵便等により転送不要郵便等として送付

法人の場合

●対面取引では…

- ・法人の登記事項証明書、印鑑登録証明書等本人確認書類の提示
- ・取引の目的の申告 + 実際に取引の任に当たっている担当者の本人確認書類の提示
- ・定款等事業内容が確認できる書類の提示
- ・実質的支配者に関する本人特定事項の申告

●非対面取引(インターネット、郵送等)では…

- ・法人の登記事項証明書、印鑑登録証明書等の本人確認書類
- ・またはその写しの送付 + 実際に取引の任に当たっている担当者の本人確認書類
- ・取引の目的の申告 + またはその写しの送付
- ・定款等事業内容が確認できる書類またはその写しの送付
- ・実質的支配者に関する本人特定事項の申告

日本国内に住居を有しない短期滞在者 (観光客など) であって、旅券等で本国における住居を確認することができない場合

●対面取引のみ…

住居の確認ができない限り、確認が必要な取引は原則として行うことができませんが、外資的、宝飾、貴金属等の売買等については、氏名・生年月日に加え、国籍・番号の記載のある旅券、英印手帳の提示を受けることで取引が可能です。
※上程許可の証印等により、その在留期間が90日間を超えないと認められるときは、日本国内に住居を有しないことに該当します。

ハイリスク取引時の確認

マネー・ローンダリングのリスクの高い取引(ハイリスク取引)を行う際に、厳格な確認が必要です。
また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認も必要です(司法書士等士業者を除く)。

ハイリスク取引とは?

- なりすましが疑われる取引等、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引として、以下に該当する取引を言います。
- 過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりすましてしている疑いがある取引。
 - 過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引。
 - イラン・北朝鮮に居住、所在する者との取引。

取引時確認完了

成年後見支援センター

相談室開設のご案内

成年後見制度とは

認知症や障害により判断能力が十分でない方々を支援して、自分らしく、安心して生活できる社会の実現を目指すしくみです。



～備えあれば憂いなし～

元気なうちに信頼できる人にしっかり相談しておこう!

任意後見制度

- 本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が本人を支援する制度です。
- 委任する契約の内容は本人の希望に応じて設定できます。預貯金の管理、賃貸借契約の締結、介護サービスの契約、施設の入所契約などです。



法定後見制度

判断能力が不十分な人に親族などから家庭裁判所に申立て、適任と思われる支援者が選ばれる制度です。

法定後見制度の3類型

後見

判断能力が欠けているのが通常の状態の方が対象です。後見人が代わって契約等を行い、本人を保護する制度です。

保佐

判断能力が著しく不十分な方が対象です。一定の「重要な行為」については支援者（保佐人）の同意を必要とします。

補助

判断能力が不十分な方が対象です。補助人に対し、同意権及び代理権を付与して保護を図るものです。

※成年後見監督人（保佐監督人・補助監督人）

成年後見人等が行う後見等の事務を監督します。任意後見制度の場合は任意後見監督人が必要となります。

税理士は財産管理と税の専門家

私たち税理士は、事業を営む方の税や経営に関し、また個人の方々の資産管理や相続などのお手伝いをしております。その豊富な経験を活かして、あなたの貴重な財産の保全と適切な管理をいたします。

あなたの未来を支えるのは税理士です。

関東信越税理士会 成年後見支援センター

〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町 2-7 TEL.048-671-3500(代) FAX.048-671-3501

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 4-333-13 OLSビル14F

無料相談

ご相談は無料となっております。

ご相談内容の回答は原則としてお電話で行います。お電話では説明が困難な場合、日時を決めて面接相談を行います。面接相談は原則として関東信越税理士会で行います。FAXでお申し込みいただいたご相談については火曜日に回答いたします。

お電話でのご相談は—

毎週火曜日（国民の祝日、夏期休暇及び年末年始は除く）

受付時間

午前10時～午前11時30分

午後1時～午後3時30分まで

ご相談電話番号

048-671-3500

FAXでのお申し込みは—

下記内容をご記入になり、当センターまで送信ください。

各項目の該当する□には☑とチェックをお付けください。

ふりがな		電話番号
相談者氏名		()
ご住所	〒	
ご職業	☐ 会社員 ☐ 主婦 ☐ 無職 ☐ 弁護士 ☐ 司法書士（リーガル会員／その他） ☐ 社会福祉士（ばあとなあ会員／その他） ☐ 税理士（関東信越・その他（ 会）） ☐ その他（ ）	
相談について	☐ 今回初めて ☐ 過去にある（ 回）	
当センターを知った方法	☐ 看板 ☐ チラシ・パンフレット ☐ ホームページ ☐ 新聞・雑誌 ☐ 知人からの紹介 ☐ 電話帳 ☐ 支部からの紹介 ☐ 行政機関からの案内 ☐ その他（ ）	

●相談者が対象者ご本人以外の方は下記もご記入ください。（ご記入できる範囲で結構です）

ふりがな		年齢	☐ 判断能力者 ☐ 認知症高齢者
対象者氏名		歳	☐ 知的障害者 ☐ 精神障害者
		性別 ☐ 男 ☐ 女	☐ その他（ ）
ご住所	〒		☐ 在宅 ☐ 施設 ☐ 入院 ☐ その他（ ）
相談対象者と相談者との関係	☐ 親族（ ） ☐ 医療介護関係者（ ） ☐ その他（ ）		

●相談者が本会会員の場合

支部・名前

■ご相談内容 お困り事、相談したい内容などをご自由にお書きください。

※相談時間は30分を目安とさせていただきます。

※この受付票及び相談内容など個人情報に関しては、統計資料の作成など当センターの業務に関連した事柄に使用し、その他の目的には使用いたしません。

お申し込みFAX番号 048-671-3501